

## 令和4年度 神奈川県教科用図書選定審議会（第2回）

### 〈審議概要〉

#### 【司会（水沢指導主事）】

定刻になりましたので、ただいまから、令和4年度神奈川県教科用図書選定審議会（第2回）を始めさせていただきます。

開会にあたりまして、神奈川県教育委員会教育局支援部長 古島から、御挨拶を申し上げます。

#### 【古島支援部長】

皆様、こんにちは。支援部長の古島でございます。

委員の皆様におかれましては、4月の第1回に引き続き、本日、神奈川県教科用図書選定審議会第2回に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、午前中には、特別支援学校の高等部で使用する教科用図書の調査委員会がございました。立林副会長、そして田中委員におかれましては、午前中からの御出席ありがとうございます。

本日、皆様方に御審議をお願いしますのは諮問事項の(6)県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択についてでございます。

県立特別支援学校の小学部及び中学部の教科用図書の採択につきましては、毎年度、採択替えを行うこととなっております。

県立中等教育学校の前期課程の令和5年度教科用図書の採択については、他の中学校と同様に、無償措置法第14条、また無償措置法施行令第15条の規定に基づきまして、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和4年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこととなっております。

県教育委員会では、令和5年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針に示している通り、「中高一貫教育の特色を踏まえ、学習指導要領に定められた各教科の目標を達成する上で適切に編集されているか、十分に調査研究を行い、採択に当たる」としてしています。

なお、県立中等教育学校の前期課程では、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行います。

本日御審議いただき、作成する答申は、今後、8月9日（火）に行われます県の教育委員会に付議し、審議をいただいた上で、県教育委員会として決定をしていくこととなります。

本日は、半日日程ではございますが、前回同様、活発な御審議をお願いして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

#### 【司会（水沢指導主事）】

次に、審議会会長から御挨拶をいただきたいと思っております。吉野会長、よろしく願いいたします。

**【吉野会長】**

皆さん、こんにちは。

ただいま、古島部長からお話がありましたように、本日は第2回目の審議会となります。前回は長時間にわたりまして、議事の進行に御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回は「県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について」が議題でございます。

皆様方の御協力により円滑に進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**【司会（水沢指導主事）】**

ありがとうございました。

本日の欠席委員でございますが、鎌倉女学院中学校・高等学校 校長 錦 昭江（にしき あきえ）委員から、欠席の連絡をいただいておりますことを御報告いたします。

資料は、事前に十分確認をしておりますが、万一、乱丁や落丁等がありましたら、事務局までお声かけください。

これより、議事に入ります。

ここからの議事進行は、吉野会長にお願いいたします。

**【吉野会長】**

それでは、私の方で議事の進行を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

まず議事（1）「県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について」参考資料1～11 について 及び 県立特別支援学校小学部及び中学部について、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局（山田指導主事）】**

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

まず、令和4年度の諮問事項一覧につきましては、1枚ものの配付資料「令和4年度神奈川県教科用図書選定審議会 諮問事項」にあるとおりです。

次に、表紙に「令和4年度神奈川県教科用図書選定審議会（第2回）参考資料一覧」とある冊子を御用意ください。

1ページを御覧ください。参考資料1にあります採択手続きの流れについて御説明します。

4月の欄を御覧ください。4月8日（金）の第1回選定審議会で御審議をいただき、答申いただいた内容につきまして、教育委員会4月定例会に付議し、議決をいただいた後、その右側にございますとおり、各学校に採択方針・手続き要領を含め、通知しました。

県立の各学校では、それを受け、専門委員会を設置した後、選定に向けての図書の調査研究を進め、採択希望教科用図書表を作成、提出する、という流れになっております。

そして、本日の第2回の選定審議会で、今回の諮問について御検討いただき、答申していただき

ます。

今後、それを受け、8月9日（火）の教育委員会定例会で採択する、という流れです。

次に、2ページの参考資料2及び、3ページの参考資料3を御覧ください。

県立特別支援学校の小学部及び中学部が、この採択方針に基づき、手続要領に従って、各学校で調査研究を進め選定していくことを定めております。

続きまして、4ページ、参考資料4は、県立特別支援学校の小学部及び中学部で教科書無償給与の対象となる標準的な教科等及び給与形態一覧です。

続いて、5ページ～61ページの長い資料になっておりますが、参考資料5につきましては、文部科学省による「令和4年度用 一般図書契約予定一覧」となっております。

続いて、62ページの参考資料6及び、63ページの参考資料7を御覧ください。こちらは、県立中等教育学校の採択方針及び採択手続要領です。

採択方針の内容につきましては、中高一貫教育の特色を踏まえるということが一つの特徴です。また、採択手続要領については、県立特別支援学校と概ね同じです。

続いて、64ページ～68ページの参考資料8を御覧ください。こちらについては、4月に御検討いただきました令和5年度義務教育学校使用教科用図書採択方針ですが、中等教育学校や特別支援学校がどのような点について、どのような視点を持ち、調査研究を進めていくかという観点も含んでおります。

続きまして、69ページ～70ページを御覧ください。参考資料9は、関係法令等になります。また、71ページを御覧いただくと、こちらは、今後の教科用図書の採択スケジュールになります。

続いて、72ページ参考資料10につきましては、令和2年度～令和5年度に公立小学校で使用する採択教科書の一覧です。

次の73ページ参考資料11については、令和3年度～令和6年度に公立中学校で使用する採択教科書の一覧です。以上が参考資料1～11の内容でございます。

それでは、ここから、特別支援学校教科用図書採択一覧について、特別支援教育課の本山から御説明いたします。

#### 【事務局（本山指導主事）】

改めまして、本山です。よろしく御願いいたします。

特別支援学校の各教育部門における教科用図書ついて、御説明申し上げます。

まず、教科書制度の概要について御説明いたします。

先ほどの参考資料9、70ページをお開きください。参考資料9の中段下を御覧ください。学校教育法の第34条第1項には「文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」とあります。

この中で示されている「検定を経た教科用図書」とは「検定教科書」のことをさしており、一般的に小学校や中学校で使用されている教科書がこれにあたります。

また、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」は著作教科書のことをさしており、障がいのある児童・生徒のために作られた教科用図書であり、点字本や星本がこれにあたります。皆様のお手元にもございますので、よろしく願いいたします。

そして、全ての児童・生徒は「検定教科書」もしくは「著作教科書」を用いて学習をする必要がある、と示されています。

一方、検定教科書・著作教科書での指導では十分な学習効果が得られない場合、同法附則第9条により特別支援学校等において、第34条に規定されていない教科書を使用することができるとしております。また、それらを「一般図書」と呼びます。皆様のお手元に、いわゆる書店で売っているような本があるかと思えます。

つまり、「検定教科書」「著作教科書」以外の「一般図書」を教科用図書として採択することができるということでございます。簡単ですが、教科書制度の概要については以上となります。

続きまして、資料の説明をいたします。資料は2点ございます。まず、1点は、「令和5年度使用 神奈川県立特別支援学校 小・中学部採択教科用図書一覧(案)」でございます。これは、今回の採択教科用図書の一覧となります。

次にもう1つは、右肩に＜参考＞と書いてある「令和5年度使用 神奈川県立特別支援学校 採択教科用図書調査研究資料」（小学部、中学部）でございます。

この資料は各学校の教育課程に基づき、児童・生徒の実態に即して選定された図書についての調査研究結果をまとめたものでございます。

はじめに、この調査研究資料について説明いたします。1枚おめくりいただき、目次を御覧ください。

1ページ～8ページは「検定教科書」、「著作教科書」の教科用図書が記載されております。

9ページは、視覚障害教育部門で使われる「附則第9条」に基づく一般図書について、調査研究したものです。

10ページからは、知的障がいのある児童・生徒用の一般図書となります。この10ページ～41ページにつきましては、「特別支援学校採択教科用図書調査研究資料」となります。これまで県立特別支援学校で採択されてきた一般図書を中心に調査研究し、リストとしてまとめたものでございます。

特別支援学校の教員と特別支援教育課の指導主事が作成メンバーとなり、毎年会議を開いております。

この会議について簡単に御説明させていただきます。

この会議では、実際に教科用図書を使用して指導にあたる教員の声を生かしながら、一般図書について、1冊1冊に見込まれる教育的効果を示した調査研究資料を作成し、各校において教科用図書を選定するための参考資料として作成しております。

また、「新たに出版される図書にも目を向け、常に更新すること」、という考えから、毎年、新しい図書と入れ替えており、今年度は64冊を更新し、一般図書535冊としてまとめました。

10ページをお開きください。通し番号6「マナーと敬語完全マスター！1 学校のマナーと敬語」の右に★Newと記載されております。このNewと記載されたものが、今年度新しく追加した一般図書となります。

それでは、この一般図書の表の見方について御説明いたします。表の上段の項目を御覧下さい。

上段左から5列目に「一般図書名」とあります、その右3つ目に、「推奨する教科等」4つ目に「その他で推奨する教科等」として、この図書を教科用図書として使用する教科等を示しております。

続いてその右隣り「図書の特徴」では、図書の構成上の工夫や配慮、児童・生徒の障がいの状態及び特性を考慮して、調査研究した内容について記されております。

さらにその右側に「推奨する教科等の指導要領との関連」という項目がございます。この「指導要領との関連」は、主に「推奨する教科等」との関連を示しております。

特別支援学校学習指導要領の各教科は学年ではなく段階的に内容を示しています。小学部は3段階、中学部、高等部は2段階を○で示しており、この欄についても、学習指導要領の段階に対応しており、7段階で示しております。

欄の右端「図書の特性」の欄では、「認知特性とのかねあい」、という項目を設けております。これは、児童・生徒によっては、必ずしも、文字を追うことのみが情報収集の方法ではないという現状があり、これに対応するために、図書の特徴を「視覚」「聴覚」「触覚」「動作」といった視点でも示しております。

さらに「その他」の欄では、採択希望を出す上でポイントになることについて補足をしております。

こうした項目を設けることにより、書名のみの一覧表に比べ、個々の児童・生徒に応じた主体的な図書選択が可能になると考えております。

これで、「神奈川県立特別支援学校 採択教科用図書調査研究資料」の表の見方についての説明を終わります。

次に各学校において採択希望するまでのプロセスにつきまして御説明いたします。資料はございません。

県教育委員会では、各校で選定作業が適切に進められるように、教科用図書事務説明会及び教科用図書研究会において、関連資料の配付や説明会、図書の展示、相談コーナーを設置するなどしております。

そして、各県立特別支援学校では、関連資料をもとに専門委員会の中で調査・検討し、採択希望表を作成します。

そして、県教育委員会では、各校から提出された採択希望表の内容が適切であるか、ヒアリングや提出資料をもとに調査・検討・指導を行います。

ヒアリングでは、児童・生徒の実態、使用する教科用図書のねらい、期待される教育的効果に

ついて、学校に説明してもらい、「教育課程や教科等の目標や内容に即していること」「児童・生徒の実態を踏まえ目標を達成することが可能な教科用図書であること」「各教科の関連や学年間など、指導の一貫性を持たせること」をポイントとして聞き取りします。このヒアリングを経て、各校の採択希望を確定していきます。

調査研究資料の41ページをお開きください。こちらに記載しました通し番号、536～540の5冊の一般図書は、先ほど説明いたしましたヒアリングを経て、500冊リスト以外に新たに採択希望があり、県教育委員会の調査・検討の中で一般図書としてふさわしいと判断した一般図書となります。

次に、令和5年度使用 神奈川県立特別支援学校 小・中学部採択教科用図書一覧（案）を御覧ください。

1枚おめくりいただき、目次を御覧ください。1ページ～6ページまでは検定・著作教科書を記載しております。7ページからが一般図書となります。

1点、訂正をさせていただきます。調査研究資料の41ページのところで、説明が誤っておりましたので、改めて説明させていただきます。こちらに記載しました通し番号、536～540の5冊の一般図書は、先ほど説明いたしましたヒアリングを経て、500冊リスト以外に新たに採択希望があり、県教育委員会の調査・検討の中で教科用図書としてふさわしいと判断した一般図書となります。先ほど、この部分、一般図書としてふさわしいと判断した一般図書と申し上げてしまいました。失礼いたしました。訂正いたします。

それでは説明に戻ります。令和5年度使用 神奈川県立特別支援学校 小・中学部採択教科用図書一覧（案）の1ページを御覧ください。【1 視覚障害教育部門】の御説明をいたします。

視覚障害教育部門では障がいの程度に応じて、通常の検定教科書、拡大教科書、点字本を使用します。主には平塚盲学校、相模原中央支援学校の視覚障害教育部門の児童・生徒が対象です。

表の見方について御説明いたします。通し番号1を御覧ください。光村図書出版の国語シリーズ、墨字・拡大教科書（点字）であり、[ライト]とありますが、これは「日本ライトハウス」が点字本を出版している、ということを示しております。

次に、3ページを御覧ください。【2 聴覚障害教育部門】です。

聴覚障害教育部門は平塚ろう学校、相模原中央支援学校の聴覚障害教育部門の児童・生徒が対象です。国語の授業では、「国語」「書写」に加えて、一番下にあります「言語指導」の教科用図書を採択できます。学習指導要領においても、「聴覚障害の教育においては体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについての的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること」とされており、言語指導の重要性が示されております。言語指導の教科用図書は、この文部科学省著作教科書の中から選択しています。小学部、中学部の順に記載しております。

続いて6ページを御覧ください。【3 知的障がいのある児童・生徒用】です。

知的障がいのある児童・生徒の多くは附則第9条で規定された一般図書を使用しますが、その他に文部科学省著作教科書の内、特別支援学校小学部・中学部知的障がい者用文部科学省著作教科書、通称星本というものがございます。

特別支援学校学習指導要領の各教科は学年ではなく段階的に内容を示しています。小学部は3段階、中学部は2段階で示されており、星本は、この段階に応じて星の数の一つ～五つで示されており国語、算数（数学）、音楽の3教科があります。

同じく6ページの【4各部門共通】を御覧ください。「県内各市町村採択検定教科用図書」とあります。

特別支援学校の肢体不自由教育部門や病弱教育部門で学ぶ児童・生徒の内、知的障がいのない児童・生徒は小学校・中学校と同じ教科の検定教科書を採択することとします。

発行者については、居住地区の教科用図書を希望したり、児童・生徒の障がいの状態及び特性を考慮して、学校で調査研究したものを希望したりします。

病弱教育部門では、児童・生徒の状況などにより、入院前に通っていた学校と異なる教科用図書を希望することもあります。校内で十分な調査研究を行っております。

また、知的障がい教育部門の児童・生徒においても、障がいの状態及び特性を考慮して、下学年の検定教科書を使用する場合があります。

続きまして、【一般図書】です。7ページを御覧ください。まずは、視覚障害教育部門の点字本です。原典は検定教科書ですが、すでに絶版となっているため一般図書として著されている点字本です。

8ページを御覧ください。各部門共通の【知的障がいのある児童・生徒用】です。

教科用図書を選定する上では、児童・生徒が興味を持つこと、主体的に取り組めること、より自立して学習できることが基本となります。教科や内容が同じであっても一人ひとりの障がいの状態や特性に応じた教科用図書を選定されています。

実際に採択を希望している図書の例を御紹介いたします。こちら「ふわふわあひる」というものですが、この教科書は触って確かめながら、感触・形・文字の学習につなげることができます。もしお時間あれば、後ほど触っていただければと思います。

このように、視覚、触覚、聴覚、運動動作感覚など多様な感覚を活かし学習を促進していくことができます。

各校が調査研究を行うための資料として作成した535冊のリストと、別途学校より希望のあった5冊を加えて540冊として採択一覧としております。

なお、540冊リストの内、学校より採択希望の上がらなかった一般図書についても、年度途中の絶版による供給不能に対応するため採択一覧に残しております。以上で説明を終わります。

【吉野会長】

御説明ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました、「令和5年度使用 神奈川県立特別支援学校 小・中学部 採択教科用図書一覧（案）」について、質問や御意見がある方はよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

【佐藤委員】

相模原市教育委員会青少年相談センターの佐藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

1点、質問させていただければと思います。一般図書についてでございます。各校で採択を希望しても、供給不能になることがあるかと思ひます。出版物ですので致し方無いとは思ひますが、事前に供給不能にならないような工夫ですとか、なった場合の対応について何かありましたら教へていただければと思います。

【吉野会長】

ありがとうございます。

今、質問がございましたが、事務局よろしいでしょうか。

【事務局（本山指導主事）】

お答えいたします。

学校へのヒアリングの段階で、次年度に向けて供給不能にならないかどうか、しっかりと質疑をしております。

絶版になった時の対応ということですが、県立の特別支援学校での対応という理解でお話しさせていただきますが、当該の学校に対して、再度、採択一覧より児童・生徒の実態に応じた教科用図書を選んでもらうように連絡をしているというところになります。以上でございます。

【佐藤委員】

ありがとうございます。

【吉野会長】

よろしいですか。ありがとうございます。

他に御意見、御質問ありましたらお願ひいたします。

【太田委員】

鎌倉市教育委員会教育指導課、太田と申します。よろしくお願ひいたします。

同じく一般図書に関してですが、今年度は535冊と、また、学校から希望のあった5冊が加えられてとおっしゃっていましたが、そもそも535冊になったのはどうしてなのか教へていただきたいと思ひます。

【吉野会長】

ありがとうございます。

それでは事務局お願ひいたします。

【事務局（本山指導主事）】

お答えいたします。

何故 535 冊なのかということですが、500 冊を超えた理由としては、児童・生徒の実態や障がいの多様性を踏まえ、幅広い一般図書から学校現場で必要とされる一般図書をリスト化した結果、今年は 535 冊になったというところでございます。

【吉野会長】

太田委員、よろしいでしょうか。

【太田委員】

はい。

【吉野会長】

ありがとうございます。

他に御意見、御質問いかがでしょうか。

せつかくの機会でございますので、皆さんから感想等あればお伺いしたいと思っております。

まだ資料の方もお目通しいただいていないところもあるかと思っておりますので、5 分ほど時間を取りますので、御覧いただいて、感想等があればお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、短い時間で申し訳ございませんが、5 分程経ちましたので、もし御感想等あればこの機会にぜひお願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

大塚委員、よろしくお願いいたします。

【大塚委員】

横浜市教育委員会教育委員の大塚でございます。御報告、色々とありがとうございます。

540 冊という大量の一般図書ですが、お一人お一人の子ども達の特性に応じて現場の方が希望されているというところですが、教育委員会として、どうしてこの本なのかなど疑問等が見られた場合には、学校現場とどのような共通理解等を図っているのか教えていただければと思います。

【吉野会長】

今、御質問が一つ出ますが、事務局よろしいでしょうか。お願いいたします。

【事務局（本山指導主事）】

お答えいたします。

調査研究資料作成会議というところで、学校の担当者と特別支援教育課の指導主事とで協議を行いまして、作成しております。

それから、学校の方からのヒアリングなどで聞き取ることはできますので、そういったところで 540 冊になる理由としては、そちらで聞き取っており、しっかりと調査・研究をしているという回答になります。

【吉野会長】

大塚委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

渡邊委員、よろしくお願いいたします。

**【渡邊委員】**

海老名市教育委員会教育支援課の渡邊と申します。

私は感想になりますが、535冊＋5冊ということで、たくさんの中から選べる場所はとてもいいなと思いました。また、その中でも今年度64冊更新ということで、毎年新しいものがしっかりと審議された上で追加されていることが、お子さんの多様性・特性に応じたということを考えて、毎年同じものの中からではなくて、その時その時、そのお子さんに合わせたものをしっかりと選んで希望できることがとてもいいところだなと感じました。以上です。

**【吉野会長】**

ありがとうございます。

他にあれば。

それでは田村委員、よろしく願いいたします。

**【田村委員】**

鎌倉女子大学の田村です。私からも感想を申し上げます。

この膨大な一般図書の中から調査を進められていること、大変頭が下がります。

私は、音楽教育学が専門なので、先日の教科書展示会や本日の会議で、音楽の星本や一般図書を中心に拝見させていただいたのですが、例えば、写真を見るだけで興味を持って歌いたくなるような様々な歌唱教材ですとか、一般図書では、音の出る絵本で、曲に合わせて打楽器の音を鳴らしたり、鍵盤を演奏できたりする教材など、主体的に取り組んで器楽に興味を持つ入口になるものや、手遊びや身体表現活動や音楽遊びを通して、様々な人と関わりを持てたり、表現したいという気持ちが芽生えたりするような教材など、発達段階や、学び方や、支援すべきことが多様な子どもたちの学習意欲が沸くであろう教材がたくさんありました。

このような教科書や一般図書が、子どもたちが学びの世界を広げていく入口になる大事なものであると思いました。以上です。

**【吉野会長】**

ありがとうございます。

今、様々な御感想をいただきましたが、他にございますでしょうか。

**【永田委員】**

川崎市立柿生中学校の永田洋子と申します。

この審議会を通して、私自身、大変勉強になりました。生徒の特性と実態に応じて、選択できるように500冊以上の図書の特徴が細かく記載されていて、大変勉強になりました。

本校も特別支援学級の担任に、今年度新任の先生が入りまして、生徒一人ひとりの特性に応じた教材を用意するのに日々、悩んでいる若い先生がおりますので、現場に戻って、こちらの資料を参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【吉野会長】

どうもありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

【古島支援部長】

もし無いようでしたら、先ほどの大塚委員の御質問ありがとうございます。

本当に様々な特性のお子さんがいらっしゃいますし、発達 속도もそれぞれ違いますので、そこは教員がしっかりと見取りまして、保護者の方とも情報共有しながら、指導主事が参りまして、丁寧に助言を行う、その中で、お子さんの状況ですとか、学習の計画ですとか、様々な話し合いを持つところで、この 500 冊につながっておりますので、何か齟齬があって、これはだめです、そういったことではなく、相談の結果、検討して決めているので、大きな問題点や意見の違いなどはないと承知をしております。どうもありがとうございます。

【大塚委員】

とても丁寧に取組まれていらっしゃるがよく分かりました。ありがとうございます。

【吉野会長】

ありがとうございました。

それでは、事務局から説明のありました、特別支援学校、各教育部門の小学部及び中学部、さらに共通の教科用図書について、この一覧に載ったものについては、本選定審議会において承認したということで、よろしいでしょうか。〈一同賛同〉

ありがとうございます。

それでは、「令和5年度使用 神奈川県立特別支援学校 小・中学部 採択教科用図書一覧(案)」につきましては、皆様方の承認をいただきまして、原案どおり了承したことといたします。ありがとうございます。

それでは、事務局お願いいたします。

【事務局（山田指導主事）】

それでは、これから 15 分程休憩の時間を取りたいと思います。

休憩後、県立中等教育学校前期課程において使用する教科用図書の採択について御審議をいただくこととなりますが、今、平塚中等教育学校及び相模原中等教育学校より採択希望の教科書を部屋の中央に置いてございます。感染症対策のために、事務局の方で手指消毒をさせていただきますので、休憩時間にぜひ御覧いただければと思います。

それでは、15 分間の休憩といたします。再開は 15 時 03 分ということでよろしいでしょうか。

では、よろしくお願いいたします。

(休憩)

【吉野会長】

それでは、15時03分になりましたので、再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、県立中等教育学校前期課程において使用する教科用図書の採択について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（山田指導主事）】

それでは、改めてよろしくお願いいたします。

私からは、先ほど説明しました「令和4年度神奈川県教科用図書選定審議会（第2回）参考資料一覧」という資料と、「令和5年度使用 神奈川県立中等教育学校の前期課程 採択教科用図書一覧（案）」という2冊の資料を使って、御説明したいと思います。

それではまず、参考資料一覧から御説明させていただきます。69ページをお開きください。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項により、「公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、学校ごとに、種目ごとに1種の教科用図書の採択を行うもの」となっております。

また、令和4年度は、無償措置法第14条に基づき、「政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するもの」となっております。1枚めくって、71ページを御覧ください。

県立中等教育学校の前期課程は中学校の課程になりますので、中学校に関しましては、令和6年度までは基本的に同一の教科用図書を使用します。また、令和7年度から新しい教科用図書の使用を開始するに当たって、令和6年度に採択替えを行う予定です。

続きまして、参考資料一覧の62ページ、参考資料6を御覧ください。採択の流れについて御説明します。

4月8日（金）に開催されました、第1回選定審議会の審議結果に基づき、教育委員会の4月定例会において、令和5年度に神奈川県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択方針を決定しました。

採択方針第1項にございますように、「中等教育学校の前期課程においては、中高一貫教育の特色を踏まえ、学習指導要領に定められた各教科の目標を達成する上において適切に編集されているか、十分に調査研究を行い、採択に当たる」こととしております。

また、その際には、県教育委員会が作成しました「中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果」を活用することとしております。

続いて、63ページの参考資料7を御覧ください。第2項にございますように、学校ごとに、校長を会長とする専門委員会を設け、採択方針に基づき、十分検討のうえ採択を希望する教科用図書を選定し、県教育委員会に申し出ることなど、採択の手続についてまとめたものが、こちらの採択手続き要領です。

4月の教育委員会定例会において、採択方針を決定した後、両校にこの「採択方針」、「採択手続き要領」を通知しております。

この方針及び手続要領に基づき、両校では、専門委員会を設け、各校の教育目標、教科の指導方針、学校や生徒の実情などを考慮し、「採択希望教科用図書一覧」を作成しました。

それでは、各校の資料について、御説明します。

別冊の「令和5年度使用 神奈川県立中等教育学校の前期課程 採択希望教科用図書一覧(案)」を御覧ください。

資料の構成を御説明します。表紙をおめくりいただきまして、1ページには、平塚中等教育学校の令和5年度使用教科用図書採択希望一覧を記載しております。

2ページ、3ページには、平塚中等教育学校の専門委員会の構成及び審議経過等を記載しております。

4ページ、5ページは、国語の「選定理由」、6ページは、「補足資料」です。以降、各種目とも同様の構成になっております。

続いて、65ページを御覧ください。こちらは、相模原中等教育学校の令和5年度使用教科用図書採択希望一覧です。このページ以降の構成につきましては、平塚中等教育学校と同様の構成になっております。

次に、平塚中等教育学校の希望図書と選定理由について御説明します。

改めて、2ページ、3ページを御覧ください。上から2段目「審議経過」にありますように、5月26日(木)～6月22日(水)において、教科用図書選定に係る協議を行いました。

その際、令和5年度は、令和4年度と同一の教科用図書を採択しなければならないことから、各教科の指導計画や指導方法の更なる改善に生かしていくため、種目ごとに、各教科担当が昨年度の選定理由や選定した教科用図書の特色等を改めて共有しました。

それでは、4ページを御覧ください。先ほど申し上げました今年度は採択替えの年度ではありませんので、国語のページをはじめ、昨年度までのものと大きな変更はございません。また、それに伴い、「選定理由」や「補足資料」の内容についても、大きく変更したところはありませんでした。以上が、平塚中等教育学校の希望図書と選定理由になります。

続いて、相模原中等教育学校の希望図書と選定理由について御説明します。

65ページを御覧ください。こちらが、相模原中等教育学校の採択希望教科用図書一覧になります。

66ページ、67ページの「審議経過」にありますように、6月6日(月)～6月20日(月)において、教科書選定に係る協議を行いました。

その際に行った教科用図書選定に係る協議の流れについては、平塚中等教育学校と同様です。

続いて、68ページを御覧ください。先ほども申し上げましたとおり、今年度は採択替えの年度ではありませんので、国語をはじめ、昨年度までのものと大きな変更はありません。また、それに伴い、「選定理由」や「補足資料」の内容についても、大きく変更したところはありませんでした。以上が、相模原中等教育学校の希望図書と選定理由になります。

先ほど、休憩時間に御覧いただいた真ん中の教科用図書につきましては、平塚中等教育学校及び相模原中等教育学校から出た採択希望一覧の教科用図書を並べたものになります。説明は以上です。

**【吉野会長】**

ありがとうございます。

ただいまの事務局から説明がありました「令和5年度使用 神奈川県立中等教育学校の前期課程 採択教科用図書一覧（案）」について、御質問、御意見がございましたらよろしく願いたします。

**【立林副会長】**

藤沢養護学校校長の立林でございます。御説明ありがとうございます。

県立の中等教育学校は2校ということで、2校の採択希望一覧が出されておりますが、教科によって同じ教科書を希望されている場合と、教科によって違う教科書を希望されている場合が散見されますが、この辺りの違いについてはどういう状況になっているのでしょうか。

**【吉野会長】**

それでは事務局の方でよろしく願いたします。

**【事務局（松田グループリーダー）】**

御質問ありがとうございます。子ども教育支援課教育指導グループリーダーの松田でございます。よろしく願います。

先ほど、担当が説明しておりましたこちらの資料をもう一度御覧いただければと思いますが、県立平塚中等教育学校、相模原中等教育学校それぞれには、2ページ、3ページに参考として表でお示ししておりますが、「教育目標」、「育てたい3つの力」、「学校のミッション」、「めざす生徒像」等がございます。相模原中等教育学校につきましては、66、67ページ。

この「学校教育目標」、「育てたい3つの力」、「学校のミッション」、「めざす生徒像」を見比べていただきますと、同じ中高一貫教育の特色を持つ両校でございまして、教育目標等が異なることがお分かりいただけるかと思えます。

それぞれの中等教育学校の教育目標等と各教科用図書の調査研究の結果等を照らし合わせ、それぞれの学校において、よりよい学習活動ができるものを選定していると考えております。

その選定の結果が、各種目の「選定理由書」であると御理解いただければと思います。以上でございます。

**【吉野会長】**

よろしいでしょうか。

**【立林副会長】**

ありがとうございます。

資料を熟読すればどこかに書いてあるのかもしれないですが、分からないので教えていただき

たいのですが、採択のスケジュールの中で、3年間同じ教科書を使うことが原則になっていると思うのですが、学校によって、その3年間のスパンを待たずに教科書を変更したいというような希望が出た場合、希望そのものが出せるのかということと、そういった希望が出てきた場合には、どのような手順で進められていくのか教えていただきたいと思います。

今回は、前回からの変更は全ての教科書において無かったということだと思うのですが、もしそういう希望があった場合の取り扱いについて教えていただきたいと思います。

【吉野会長】

ありがとうございます。

それでは、事務局の方で御回答よろしいでしょうか。お願いいたします。

【事務局（松田グループリーダー）】

ありがとうございます。

令和5年度は、令和4年度と同一の教科用図書を採択しなければならない。これは法令で定められていると先ほど説明させていただきました。

各教科の指導計画や指導方法の更なる改善に生かしていくため、種目ごとに各教科担当が、昨年度の選定理由や選定した教科用図書の特色等を、今年度は改めて共有したということでございます。

基本的には法令に定められているということで、同一の教科用図書を使用していくこととなっております。

【吉野会長】

ということは、変更できないということよろしいでしょうか。

【古島部長】

御質問ありがとうございます。

基本的には法令で定められてございます。採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合や、再申請により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなった教科用図書がある場合など、やむを得ない事象がある時には、それは例外としてというところで、基本的には法令どおり4年間は同一の教科用図書ということが定められてございます。

【吉野会長】

よろしいですか。

他に御質問、御意見ございましたらよろしくお願いいたします。

それでは、せっかくの機会ですので、先ほどと同じように、皆様方から感想等があればお伺いできればと思います。

休憩時間に部屋の中央にございます教科書を見ていただいたと思いますので、もし、感想等ありましたらぜひよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

私の方から御指名してもよろしいですか。

中井町の浦中委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

**【浦中委員】**

中村小学校の浦中と申します。

中等教育学校のことではなく、前の特別支援学校のことでもよろしいでしょうか。私は今回、こういう会議に参加させていただいて非常に勉強になりました。

というのも、本校は各学年1クラスずつの小規模校でありまして、1日のうちに必ず全学級を見て回ることを心掛けております。

支援級については毎朝、みんなの会というがあるので、そこには必ず顔を出すようにしているのですが、本校は7人のお子さんがいらっしゃいます。5年生を除く各学年におりますが、たった7人でも全然違う学びの授業展開を考えなくてはいけなくて、今回、こういう会に参加させていただいて、教科書を選ぶだけでも540冊あるですとか、それらが全て一人一人の子どもにきちんとより対応できるような手立てだと改めて勉強させていただきました。

先ほどの中等教育学校のお話も、2校それぞれの学校の特色に応じて教科書を使い分けているということで、膨大な量の作業だと思いますが、そういう方の苦労の上で、我々が普段何気なく使っている教科書、それから子どもたちが学習する教科書、日々の授業が成り立っているんだなと本当に改めて勉強させていただきました。ありがとうございました。

**【吉野会長】**

ありがとうございました。

先ほど御承認いただいた特別支援学校の教科用図書に関する感想でも結構ですので、よろしくをお願いします。

それでは、子ども教育支援課の片山委員、よろしいでしょうか。

**【片山委員】**

子ども教育支援課の片山でございます。よろしくお願いします。

感想になりますが、私も中学校の保健体育の教員でした。やはり最初は、教科書が必然的に決まっていて、それをただ与えられた物として扱ってきました。

途中で気づいたのは、学習指導要領に則って、教科書で教える、教科書を教えるのではなく、教科書を使って学習指導要領の目的等を達成できるように指導するところで、選定理由書とか、そういったものを、現場の先生たちは中々目にする機会はないので、こういう理由でこれが選ばれているということを学校の先生たちが知ることができると、教科書をただ使うのではなく、どういうふう伝えていくかということが気づけるのかなというところで、これを本当に先生たちに伝えていいものか分からないですが、そういったことを感じました。

**【吉野会長】**

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

それでは最後に、PTA協議会の専務理事でいらっしゃいます小林委員、いかがでしょうか。

**【小林委員】**

先生方を前に、保護者としてお話ができるのであれば、まずは、休憩前の支援学級の教科書の選定、また調査・研究をあれだけの数をしていただいていること、その御尽力に心から感謝申し上げます。

それぞれのお子さんが、その教科書を手に取って、生き生きと学習をしている姿が見れたらとても嬉しいなと思いながら参加させていただきました。

また、公立の中学校の教科書選定ですが、私の立場上、自分の住居地の教科書採択に関わらせていただいた経験がありまして、保護者といたしましては、教科書1冊で学習が理解できる。これを読み込み、これで勉強すれば、日々の授業が理解できるというところをやはり理想と私は思っています。

今、教育の学校現場では、教科書プラス副読本があり、それぞれの教科の先生がお出しになるプリントがあり、その膨大な学ぶ資料というか、教科書も含めて、そういうものの中から中学校では定期テストが行われる。これはとても子どもにとっては、たくさん勉強ができる、たくさん学ぶ環境があって、資料があるということはとても理想的なことだと思いますが、やはり私といたしましては、このような教科書選定の場でも申し上げましたが、教科書1冊で授業が理解できる、またその先の学びを深めていける、そのような環境がもう少しそれぞれの現場であったらいいのかなと保護者としては感じています。以上でございます。

**【吉野会長】**

ありがとうございます。

保護者の代表として、大変貴重な御意見を伺うことができました。本当に色々ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局から説明のありました、県立中等教育学校の前期課程につきましては、学校ごとの採択になります。

まず、県立平塚中等教育学校前期課程で使用する教科用図書について、この一覧に載ったものについて、本選定審議会において承認したということで、よろしいでしょうか。〈一同賛同〉

ありがとうございます。

では、次に県立相模原中等教育学校前期課程で使用する教科用図書について、この一覧に載ったものについて、本選定審議会において承認したということで、よろしいでしょうか。〈一同賛同〉

ありがとうございます。

それでは、「令和5年度用県立中等教育学校の前期課程採択教科用図書一覧」につきましては、皆様方の承認をいただきまして、原案どおり了承したことといたします。誠にありがとうございます。

では、議事（２）「その他」ですが、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局（山田指導主事）】

特にございません。

【吉野会長】

ありがとうございます。

委員の皆さんから「その他」で何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、その他の事項は「なし」ということで、本日の議題は全て終了とさせていただきます。

本日承認いただきました諮問事項の(6)につきましては、この後、会長の私の方で、答申書を作成して、教育委員会へ提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。＜一同賛同＞

それでは、御了解いただきましたので、そのようにしたいと思います。御協力ありがとうございました。

それでは、以後の進行を事務局にお願いいたします。

【司会（水沢指導主事）】

会長、副会長並びに委員の皆様、ありがとうございました。以上で、本日の議事は、全て終了となります。

第1回を含め、諮問させていただきました6つの事項について、全て審議をいただいたこととなります。

なお、本年度の選定審議会会議につきましては、全て終了させていただくこととなります。

したがって、委員の皆様の任期につきましては、令和4年8月31日までとなっておりますが、会としてお集まりいただくのは本日が最後となります。

では、審議会の閉会にあたり、御尽力いただきました、会長と副会長から御挨拶をいただきたいと思います。

それでは、吉野会長、お願いいたします。

【吉野会長】

令和4年度の選定審議会は、皆様の御協力をもって無事終了いたしました。本当にありがとうございます。

審議にあたりまして皆様の御協力をいただけましたことを、改めてこの場をお借りしまして感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。これをもって私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【司会（水沢指導主事）】

ありがとうございました。

続いて、立林副会長、お願いいたします。

【立林副会長】

私も、他の皆様方がお話をされていたとおり、今回、副会長という役ではありましたが、皆様と同じように、委員としてこの会に参加できたことが本当に貴重な経験だったと改めて思っているところです。

教科書は子どもたちの教育を行う上では本当に重要なツールであるということ。それから、無償であるということを考えますと、国庫から支出されている貴重な税金で支給されているということ。を改めてここで認識したということ。したがって、この教科書を使って、私たちが子どもたちのためにより充実した教育をしていくということ、公正な手続きを踏んで、こういう会が開かれていることについて、改めて貴重な体験をさせていただいたと認識したところです。

私は学校の校長ですので、この後、教員がその教科書を使ってより効果的な指導をするということに向けて、更に研鑽を積んでいく必要があるということも併せて認識をしたところです。どうもありがとうございました。

【司会（水沢指導主事）】

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、教育委員会を代表しまして、神奈川県教育委員会教育局支援部長 古島から、閉会の御挨拶を申し上げます。

【古島支援部長】

御審議ありがとうございました。事務局からございましたように、皆様の任期につきましては8月31日までとなっております。

今後、市町村等で急に御相談があつて、この選定審議会にどうしても御相談しなければならないという場合につきましては、会長・副会長と御相談した上で、必要となった場合には皆様にお集まりいただくことがあるかもしれませんが、極力そのようなことがないように、会長・副会長と私どもの方で相談をしながら進めさせていただきたいと思っております。

是非ともその点につきましても御了解いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

いずれにいたしましても、4月そして本日と2回に渡りまして、御参集いただき、御協力を賜り、本当にありがとうございました。

県教育委員会といたしましても皆様の御審議を大切にしながら、さらに学校教育の中でそれぞれの教科用図書をもとに適切な指導がなされるよう、各特別支援学校、中等教育学校に対しましては、引き続き指導してまいります。

また、市町村教育委員会に対しましても、御理解、御協力を賜ってまいりたいと思っておりますので、今後とも、お力添えいただければと思います。本日は誠にありがとうございました。

【司会（水沢指導主事）】

以上をもちまして、令和4年度神奈川県教科用図書選定審議会（第2回）を終了いたします。

本日はありがとうございました。皆様お気をつけてお帰りください。（終了）